

【参考資料3 - 2】デンマーク法律(概要)と国内措置のあり方に関する論点(項目)との対応関係

論点項目		デンマーク法律
(1) 遵守(15条1及 び16条1)に関 する国内措置		○議定書第6条に基づく議定書締約国の法令に違反して取得された遺伝資源の利用を禁じる。(第3条1,2) ○議定書第7条に基づく議定書締約国の法令に違反して取得された遺伝資源に関連する伝統的知識の利用を禁じる。(第4条1,2)
(2) 遵守に関する 国内措置の適 用の範囲	適用の前提について	
	適用の時期について	○本法の施行後にアクセスされた遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に適用。(第12条2)
	適用の対象について	○議定書第6条及び第7条に基づき法律を制定し、議定書を締結した締約国から取得された遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に適用(第3条2、第4条2) ○「遺伝資源」とは、生物の機能的遺伝特性、及び遺伝子発現又は生物内の物質代謝の結果として自然に存在する生化学物質。(第2条(1)) ○「利用」とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究開発、並びに遺伝資源に基づいた製品のさらなる開発と販売。(第2条(2))
	その他(商業的な利用と非商業的な利用への対応)	
	その他(ITPGR-FAとの関係)	
(3) チェックポイント について	チェックポイントでの 遺伝資源等の利用の 監視(monitring)につ いて	○環境大臣は、遵守を確保するための手続や基準に関する規則を定めることができる。(第5条) ○環境大臣は、本法や本法に基づく規則が遵守されていることを監督する。(第7条)
	情報の収集と提供	○環境大臣又は環境大臣が権限を付与した者は、正当な身分証明書を提示することにより、権限を行使するために公共・私有財産や土地に立ち入る権利をもつ。可能な限り所有者又は利用者への事前通知を行う。(第8条)
(4) 不履行の状況 への効果的な 対処について	遵守	○違反には罰金を課す。(第11条1) ○違反が故意又は重大な過失でなされ、違反によって経済的利益を得た又は得ることを意図している場合は2年以内の禁固刑に引き上げ。(第11条2) ○罰金について決定する際には、得た又は得ようとしていた金銭的利益の大きさが考慮される。(第11条5)
	チェックポイントから の情報要求	○要請がある場合、行政機関に対して必要な案内や支援を提供しなければならない。(第8条3)
(5) 遺伝資源等への主権の行使の必要 性について		○環境大臣は国内の野生生物の遺伝資源を収集することについての申告に関する規則を定めることができる。(第6条)
(6) その他(普及啓発・適正利用の推進 等)		○本法は、フェロー諸島とグリーンランドには適用されない。(第13条) EU規則の適用のために必要な規則を定めることができる。(第10条3)